

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：工場立地法
規制の名称：工場立地法の規制対象業種の見直し
規制の区分：改正（規制の緩和）
担当部局：経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
評価実施時期：平成30年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

平成24年5月の事前評価時点では、太陽光発電施設について、

- ① 実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースがないこと
- ② 科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に対する意識が変化したこと等により、今後とも周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられることとの理由から、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外した。

現在も、5年前に太陽光発電施設に関する評価を行ったときと状況は変わっていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

5年前に評価したときと状況は変わっていない。具体的には、当該規制の緩和による新たな費用は発生していない一方、再生可能エネルギーの取扱量は増加している。

- ③ 必要性の検証

当初の想定どおり、規制の緩和後、メリットのみの発生となっていることから、規制の緩和の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

【事前評価時の測定指標】

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

【遵守費用】

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

【費用推計との比較】

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

当該規制の緩和による影響については、工場立地法の通常の執行業務の中で把握することとしている。そのため、規制緩和による影響をモニタリングするため、追加的な業務は発生しておらず、新たな費用も発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

事前評価では、規制の緩和により、事業者による太陽光発電事業への進出が容易となり、再生可能エネルギーの取扱い量（太陽光発電量）が増加するものと評価された。

一定規模以上の太陽光発電設備（※1）の設置件数については、以下のように増加傾向となっている。

（太陽光発電の設備導入件数（1 MW以上（※1）の太陽光発電施設））（※2）

年	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
設備導入件数	39	774	1,286	1,740	1,220

※1 規制緩和により、届出が不要となるものは、一定規模以上（敷地面積 9000 m²又は建築面積 3000 m²以上）の施設であるため、設備導入件数は、敷地面積が一定規模以上（敷地面積 9000 m²以上）になると想定される 1 MW以上の太陽光発電設備を計上。

※2 数値は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等（経済産業省）」より

規制の緩和により、一定規模以上の太陽光発電設備の設置時に、敷地面積の 25%に緑地を含めた環境施設を設置する義務がなくなったことから、事前評価では、環境施設の設置費用・維持管理費用が軽減される点を事業者にとっての便益とした。これを踏まえ、規制があった場合に、設置費用等が発生していた環境施設の面積は次のとおりとなる。

(環境施設の維持管理費用の軽減による効果)

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
環境施設面積 (※3) (h a)	22	527	974	1,445	1,031	3,999

※3 環境施設面積の算出根拠

【計算式】太陽光発電施設(1MW以上)の設備導入容量 × 1.5ha/MW × 25%

- ・設備導入容量は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(経済産業省)」から以下のとおりなる。なお、規制緩和により、届出が不要となるものは、一定規模以上(敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上)の施設であるため、設備導入容量は、敷地面積が一定規模以上(敷地面積9000㎡以上)になると想定される1MW以上の太陽光発電設備を対象としている。

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
設備導入容量(MW)	59	1,406	2,597	3,854	2,750	10,666

- ・太陽光発電施設敷地面積は、メガソーラーの実績値を元に、1.5ha/MWで推計(「平成24年度 太陽光発電システム等の普及動向に関する調査(経済産業省)」のデータを元に推計)。

また、事前評価では、太陽光発電施設について、行政機関への届出が不要となるため、事務コスト軽減される点を便益とした。これを踏まえ、事務コスト軽減量は次のとおりとなる。

(行政機関の事務コストの軽減量)

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	合計
届出の軽減件数(※4)	39	774	1,286	1,740	1,220	5,059

※4 届出が不要となるものは、一定規模以上(敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上)の施設であるため、敷地面積が一定規模以上(敷地面積9000㎡以上)になると想定される1MW以上の太陽光発電設備の設備導入件数を、規制緩和により軽減された届出件数と推計。

※5 太陽光発電設備の導入件数は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(経済産業省)」より

⑦ 便益(金銭価値化)の把握

便益については、金額換算まで行うことはできなかった。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

規制の緩和により、再生可能エネルギーの取扱量(太陽光発電量)の増加以外に、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、工場立地法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。

一方、便益については、金額換算まで行うことはできなかったが、太陽光発電施設を設置する事業者においては、累計で3,999ha（平成24年～28年合計）の環境施設の整備が不要になったと推計され、当該整備にかかったであろう設置コストや管理コストの削減が効果になったと考えられる。

また、行政機関の事務量も届出件数が累計で5,059件（平成24年～28年合計）削減されたと推計され、その分の行政コストの削減が効果になったと考えられる。

以上を踏まえ、規制緩和によって発生する費用と効果の観点からは、費用の発生はゼロである一方、効果が発生していると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。

(参考) 事前評価書

工場立地法の規制対象業種の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

工場立地法の規制対象業種の見直し

2. 担当部局

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課長中村吉明

電話番号:03-3501-0645 e-mail:ritti-gyoumu@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成24年5月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 規制の内容

一定の規模以上の製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)に対して届出義務を課し、生産施設の面積、植栽等の緑地の面積、噴水や広場等の環境施設の面積の敷地面積に対する割合等を規制している。

なお「製造業等」とは、製造業(物品の加工修理業)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であり、電気供給業の内、地熱発電及び水力発電は規制対象から除外されている。

(3) 規制緩和の必要性

東日本大震災による電力需給逼迫を契機とし、太陽光発電施設の導入量は増加しており、また、今後、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、平成24年7月1日に施行されることに伴い、加速度的に太陽光発電施設の設置の増加が見込まれている。

こうした中、行政刷新会議の下に設置された「規制・制度改革に関する分科会」において、再生可能エネルギーの導入促進を目指したエネルギー分野における規制・制度改革に係る検討がなされ、平成24年4月3日に「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」が閣議決定された。具体的には、「売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。」とされた。

当該行政刷新会議における指摘を受け、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法小委員会における議論の結果、①実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースはこれまでにないこと、②科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に

対する意識が変化したこと等により、今後も周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられることから、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外することが妥当との結論に至った。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・工場立地法・工場立地法施行令

- ・工場立地法施行規則・工場立地に関する準則

工場立地法第6条で規制対象業種を、工場立地法施行令第1条で規制対象除外業種を定めている。

5. 想定される代替案

今回の改正は、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、昨今の実証的・科学的知見を基にすれば、太陽光発電施設は工場立地法上の届出対象施設とする必要が無いと判断されたことをふまえたもの。すなわち、特定の政策目的の達成手段として規制の緩和措置を講ずるものではなく、役割を終え必要性の無くなった規制を廃止するものであり、代替案は想定し得ない。

6. 規制緩和の費用

(1) 太陽光発電施設を設置する事業者

特に、費用は発生しない。

(2) 国民・社会

特に、費用は発生しない。

(3) 行政機関

特に、費用は発生しない。

7. 規制緩和の便益

(1) 太陽光発電施設を設置する事業者

太陽光発電施設の設置面積を増大することが可能となるため、収入の増加が期待できる。また、緑地や緑地以外の環境施設の設置のための初期費用及び維持管理費用が軽減されることから、太陽光発電事業への進出が容易となる。

また、行政機関への届出が不要となるため、事務コストが軽減される。

(2) 国民・社会

再生可能エネルギーの取扱量が増加する

(3) 行政機関

再生可能エネルギーの取扱量が増加する

8. 政策評価の結果

以上の規制緩和に係る費用・便益の分析が示すとおり、太陽光発電施設を工場立地法上の届出から除外するという今般の政令改正の実施によって、特段の費用が発生しない一方で、太陽光発電施設を設置しようとする事業者にとっては、生産施設面積の増大に伴う収入の増加や、緑地等の整備の不要に伴う費用の軽減が期待される。またその結果、太陽光発電施設の整備が促進され、再生可能エネルギーの割合が拡大することが見込まれており、周辺住民への便益にもつながることから、改正案を導入することは妥当であると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

「規制・制度改革に関する分科会」において議論がなされた「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」にて、「売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。」とされた。これを受け、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法小委員会における議論の結果、①実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースはこれまでにないこと、②科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に対する意識が変化したこと等により、今後も周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられることから、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外することが妥当との結論に至った。

10. レビューを行う時期又は条件

今後、太陽光発電施設設置による周辺の地域の生活環境への影響を踏まえながら、必要があれば、レビューを行うこととする。